

別表六(十五)

「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事 業 年 度 . . . 法人名

別表六(十五)

令三・四・一以後終了事業年度分

措法第42条の9第1項の表の各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	
事 業 種 目		2						
資 産 区 分	種 類	3						
	構造、用途、設備の種類又は区分	4						
	細 目	5						
取 得 年 月 日		6	. .	. .	. .	. .	. .	
事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日		7	. .	. .	. .	. .	. .	
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	8	円	円	円	円	円	
	法 人 税 法 上 の 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	9						
	差 引 改 定 取 得 価 額 (8) - (9)	10						
法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算								
当 期 分	取 得 価 額 の 合 計 額 ((10)の合計)	11	円		前 期 繰 越 差 引 当 期 税 額 基 準 額 残 額 (15) - (16)	19	円	
	同 上 の うち 建 物 及 び そ の 附 属 設 備 並 び に 構 築 物 に 係 る 額	12			繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 (25の計)	20		
	税 額 控 除 限 度 額 $((11) - (12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同 上 の うち 当 期 繰 越 税 額 控 除 可 能 額 ((19)と(20)のうち少ない金額)	21		
	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	14			調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の⑦」)	22		
	当 期 税 額 基 準 額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (21) - (22)	23		
	当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (18) + (23)	24		
	調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の⑧」)	17						
当 期 税 額 控 除 額 (16) - (17)	18							
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算								
事業年度又は連結事業年度	前 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 額	25	円	当 期 控 除 可 能 額	26	円	翌 期 繰 越 額 (25) - (26)	27
. . .							外	円
. . .							外	
. . .							外	
. . .							外	
. . .							外	
. . .							外	
. . .							外	
. . .							外	
計				(21)				
当 期 分	(13)			(16)			外	
合 計								
機 械 設 備 等 の 概 要								

P24参照

別表六(十五)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第1号」)	第42条の9第1項の表の第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第2号」)	第42条の9第1項の表の第2号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第3号」)	第42条の9第1項の表の第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第4号」)	第42条の9第1項の表の第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (「1」欄が「第5号」)	第42条の9第1項の表の第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで)	00411	「23」欄の金額